

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
－	－		全体		ゼロカーボン	脱炭素	・脱炭素：排出量を減らす行動や方針全般。大きな枠組みとして広く使われている ・ゼロカーボン：排出量そのものをゼロにする状態や目標をより直接的に表す
－	－		表紙		みどりちゃん	みどりちゃん	・新デザインに差替え
1	1		ごあいさつ		全体	全体	更新予定
6	6	第1章 計画の基本構想	1 計画策定にあたる基本的事項		（2）新型コロナウイルス感染症の影響と今後の課題	（2）計画改定（中間見直し）の趣旨	コロナ禍の記載を削除。県環境計画でも言及なし。GXの取組の進展、エネルギー価格の高騰、サーキュラーエコノミーへの移行、PFASによる環境汚染や健康被害への懸念、野生鳥獣による被害や生活領域への出没について、近年の社会的情勢として記載。サーキュラーエコノミーのイメージ図追加
7	7	第1章 計画の基本構想	1 計画の性格と位置づけ	鶴岡市環境基本計画と各種計画との関係	・鶴岡市庄内自然博物園基本構想 ・鶴岡市地域エネルギービジョン ・鶴岡市都市計画再興基本計画 ・鶴岡市地域コミュニティ基本方針	・庄内自然博物園基本構想 ・削除 ・鶴岡市都市再興基本計画 ・鶴岡市地域コミュニティ推進計画	
12	12	第2章 計画の目標と施策の推進	2 持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用した計画の推進	（1）SDGsとは	－	2026（令和8）年7月に国連が発表した「持続可能な開発目標報告書2026」では、良好な進展がみられるターゲットは36%にとどまっており、進展を大幅に加速しなければ目標達成は困難としています。	当初計画策定以降の動向として追記
13	13	第2章 計画の目標と施策の推進	2 持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用した計画の推進	（2）地域循環共生圏(ローカルSDGs)とは	政府の「第五次環境基本計画」(2018(平成30)年4月策定)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱しています。これは、各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域や都市と地域資源を補完し支え合う仕組みづくりを推進するということです。	国の「第六次環境基本計画」(2024(令和6)年5月策定)では、「地域循環共生圏」を地域の目指すべき姿と位置づけています。これは、地域の主体性を基本として、地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指すものです。	当初計画策定以降の動向として更新
18	18	第3章 施策の展開方向	施策の柱 1	1 現状（2）学校、地域等様々な場における環境教育・環境学習	－	ラムサール条約登録湿地である大山下池の畔に位置する自然学習交流館「ほとりあ」や朝日連峰の麓にある「鶴岡市大鳥自然の家」、県の眺望景観資産第1号の指定を受けている「鶴岡市創造の森交流館」を拠点とした自然環境学習など、本市ならではの自然体験の場を創出しています。	（3）自然環境学習の拠点 自然学習交流館「ほとりあ」の活動の文章を修正し追記
21	－	第3章 施策の展開方向	施策の柱 1	コラム TSURUOKAフードハブキッチン(食文化創造都市の取組)	全体	削除	令和8年度に後身団体に移行し、活動内容が変わる可能性があるため
22	21	第3章 施策の展開方向	施策の柱 1	4数値目標「つるおかSDGs推進パートナー」登録企業・団体数	目標値：185団体（R5）	目標値：300団体（R12）	令和8年3月策定の鶴岡市第3期SDGs未来都市計画（2026～2030）で、同指標について2030年目標値を300団体と設定しているため、同様の目標値と設定
22	21	第3章 施策の展開方向	施策の柱 1	5施策の展開方向（1）環境問題を「自分のこと」と捉えるための意識改革・行動変容の促進、市民、事業者総ぐるみによる運動の展開	無理なく環境に配慮した行動を選択することを促すため、「ナッジ」の手法等を活用した普及啓発を行います。	無理なく環境に配慮した行動を選択することを促すため、すごく「100点めざせ！！ゼロカーボン鶴岡への道」や「環境フェアつるおか」における「ごみ分別ゲーム」等の企画を通し、「ナッジ」の手法等を活用した普及啓発を行います。	普及啓発方法の例を具体的に明記
24	23	第3章 施策の展開方向	施策の柱 1	5施策の展開方向（3）学習機会の充実	ラムサール登録湿地に位置する、自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とした学習など、本市ならではの環境資源を活用した体験の場を創出します。	自然学習交流館「ほとりあ」や「鶴岡市大鳥自然の家」、「鶴岡市創造の森交流館」を拠点とした自然環境学習機能を充実させます。	「鶴岡市大鳥自然の家」「鶴岡市創造の森交流館」を追記
28	25	第3章 施策の展開方向	施策の柱 2	1現状（1）地球温暖化の現状	－	本市においても、2023（令和5）年に年平均気温が14.3℃と観測史上最高を記録しました。また、2024（令和6）年7月25日には日降水量が214.5mmと観測史上最多を記録し、河川増水や道路冠水、床上浸水被害等危機的な状況となり、災害救助法が適用されました。	当初計画策定以降の動向として追記
28	25	第3章 施策の展開方向	施策の柱 2	1現状（1）地球温暖化の現状	－	2021（令和3）年8月に公表された国連による「IPCC第6次評価報告書」では、「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない」と結論付けられています。	当初計画策定以降の動向として追記
29	26	第3章 施策の展開方向	施策の柱 2	1現状（2）地球温暖化対策に係る国内の動向	－	別紙のとおり	当初計画策定以降の動向として追記
29	26	第3章 施策の展開方向	施策の柱 2	1現状（3）地球温暖化対策に係る山形県の動向	－	別紙のとおり	当初計画策定以降の動向として追記

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
30	28	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	4数値目標 民有林における間伐面積(年間)	目標値：400.00ha	目標値：300.00ha	・鶴岡市総合計画の施策の成果目標である、木材生産量（民有林）を60,000m ³ /年から50,000m ³ /年に見直した際に試算した数値を採用 ○民有林における木材生産量目標50,000m ³ /年の内訳 ・皆伐 600m ³ /ha× 50ha/年＝約30,000m ³ ・間伐 85m ³ /ha×300ha/年＝約20,000m ³ ※皆伐600m ³ /ha、間伐85m ³ /haは、ha当りの平均算出材積
31	29	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （1）気候変動対策の緩和策の推進(温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策)	環境フェアなど環境学習の機会を通して、エコドライブの呼びかけなど、自動車からの温室効果ガス排出抑制に向けた取組を推進します。	「環境フェアつるおか」など環境学習の機会を通して、エコドライブや電気自動車(ＥＶ)等次世代自動車への買替えを呼びかけるなど、自動車からの温室効果ガス排出抑制に向けた取組を推進します。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、電気自動車(ＥＶ)等次世代自動車への買替えについて追記
31	30	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （1）気候変動対策の緩和策の推進(温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策)	－	エコドライブ10のすすめ	市民の具体的な取組に繋がるよう追記
32	31	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （1）気候変動対策の緩和策の推進(温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策)	鶴岡市森林整備計画等に基づき、計画的かつ適正な森林整備を進めるとともに、森林の適正な管理により、森林が有する地球環境保全機能の強化を図ります。	「鶴岡市森林整備計画」等に基づき、森林の適正管理を進めるとともに、木質バイオマスや地域産材の住宅等への利用促進によりＣＯ2固定効果の拡大に寄与します。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、木質バイオマスや地域産材の住宅等への利用促進について追記
34	33	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	－	庁内に鶴岡市熱中症対策会議を設置し、熱中症対策に必要な施策を総合的かつ計画的に推進します。	当初計画策定以降の動向として追記
34	33	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	堆肥の施用など、地球温暖化防止に効果の高い農業生産活動について、県と連携して普及拡大を図ります。	気温上昇や降水パターンの変化が及ぼす農作物や水産資源への影響に適応した、安定的な生産体制を確保します。	既存の取組は緩和策のため（1）ア（エ）へ移動のため削除。代わりに「地球温暖化対策実行計画」との整合性を図り、安定的な生産体制を確保について追記
34	33	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	－	市民、学校、関連団体との協働により自然環境保全活動の推進を図ります。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、市民、学校、関連団体との協働について追記
34	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	分かりやすい防災情報の発信や地域防災力の強化等、防災教育と連携した気候変動への適応に関する市民への普及啓発を行います。	分かりやすい防災情報の発信や地域防災力の強化等、防災教育と連携した気候変動への適応に関する市民への普及啓発を行うとともに、住民参加型の防災訓練の実施を推進します。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、住民参加型の防災訓練の実施について追記
34	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	－	適当な冷房施設を有する等の要件を満たす施設を「気候変動適応法」に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、熱中症による重大な健康被害発生を防止を図ります。	当初計画策定以降の動向として追記
35	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	蚊が媒介するデング熱等の感染症の発生及びまん延に備えた情報収集と市民への情報提供を行います。	蚊が媒介するデング熱等の感染症の発生及びまん延に備えた情報収集と市民への情報提供を、地域医療、福祉、教育機関との連携により行います。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、地域医療、福祉、教育機関との連携について追記
35	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	－	公共施設、住宅の断熱化及び緑地、水辺空間の整備等により暑熱対策を推進します。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り追記
35	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	世界的に進むゼロカーボンの流れをビジネスチャンスと捉え、制約やコストとみなされてきた環境対応を経営改善や新たな事業の掘り起こしと位置付け、「グリーン成長」の実現を目指します。	気候変動対策を「経済成長の制約」ではなく、「成長のチャンス」と捉え、地域と共生した再生可能エネルギーの導入により地域振興や地域活性化を推進するなど、「グリーン成長」の実現を目指します。	再生可能エネルギーの導入により地域振興や地域活性化の推進について追記
35	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	ＳＤＧｓ未来都市として、プラットフォームの構築を図り、金融機関等と連携することにより、企業の経営戦略としてのＳＤＧｓ経営やＳＢＴ・ＲＥ100・ＥＳＧ投資等の普及を促進することにより地域経済の活性化と、環境価値への意識を醸成する取組を推進します。	事業者がＳＤＧｓについて理解を深め、ＳＤＧｓのゴール達成に向けた取組を実施・推進し、事業の持続と成長につなげるために、地域金融機関等とのパートナーシップを形成します。	例：鶴岡市と荘内銀行の包括連携協定の取組
35	34	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	5 施策の展開方向 （2）気候変動の影響への適応策の推進	事業者に対し、環境負荷軽減のための研究開発や設備導入等に対する相談に助言を行うほか、新たに環境関連市場への参入を目指す創業者に対して支援などに取り組みます。	事業者に対し、環境負荷軽減のための設備導入等に関する相談に対応し、適切な支援施策の案内・助言を行います。	事業者から相談を受けた際は国・県含めた支援制度の案内など助言を行うが、「新たに環境関連市場への参入を目指す創業者」に対する直接的な支援は行っていないため修正
37	36	第3章 施策の展開方向	施策の柱2	【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】	－	（市民）・デカボMYスコア等の活用により日常生活でのＣＯ2排出量を「見える化」し、減らせる部分を把握して意識を変化させる。 （事業者）・脱炭素は成長につながるとの意識を持ち、経営戦略としてＧＸや脱炭素経営の取組を行う。	左記追記

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
39	38	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（1）国のエネルギー基本計画	2020(令和2)年10月から、ゼロカーボンに向けたエネルギー基本計画見直しの検討が始まりました。	2025（令和7）年2月に改定された「第7次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すとの方針を示しました。また、2040年度におけるエネルギー需給の見通しについて、電源構成における再生可能エネルギーの割合を4～5割程度としました。	当初計画策定以降の動向として追記
39	38	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（2）山形県のエネルギー施策	－	別紙のとおり	県のエネルギー施策追記
39	39	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（3）電力システム改革とF I T・F I P制度	このため、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制、市場との統合等を図るべく、2022(令和4)年4月から新たに市場連動型の支援制度(F I P制度)が導入されるなどF I T制度は抜本的に見直されました。	2022（令和4）年4月、再生可能エネルギーの主力電源化に向け、再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくために、市場連動型の支援制度（F I P制度）が導入されました。	FIP制度の記載修正
39	39	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（3）情勢の変化	－	2022（令和4）年2月に発生したロシアによるウクライナ侵略は、エネルギーの安定供給やエネルギーコストの面で世界各国に大きな影響を与え、日本でも電力需給ひっ迫やエネルギー価格の高騰といった影響が生じました。その後、2026（令和8）年2月に発生したアメリカとイスラエルによるイラン攻撃により中東情勢はより一層緊迫化し、エネルギー安全保障の要請が高まっています。	新型コロナウイルスや計画内他箇所で既出の内容は削除。近年の動向を追記
40	39	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（4）鶴岡市のエネルギー施策	本市では2013（平成25）年5月に「鶴岡市地域エネルギービジョン」を策定し、本市の特性や恵まれた資源を最大限に活かし、地域循環するエネルギーの地産地消の仕組みを構築して、災害時を含め、安全・安心で安定したエネルギーを確保するため、施策を展開しているところです。	本市のエネルギー施策推進の指針としていた「鶴岡市地域エネルギービジョン」は、2026（令和8）年3月の「第3次鶴岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」の改定（中間見直し）に際して、同計画に内包するものとしてまとめました。従来の考え方を引き継ぎ、本市の特性や恵まれた資源を最大限に活かし、地域循環するエネルギーの地産地消の仕組みを構築して、災害時を含め、安全・安心で安定したエネルギーを確保するための施策を展開しています。	鶴岡市地域エネルギービジョンは鶴岡市地球温暖化対策実行計画に内包されたため修正
40		第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（4）鶴岡市のエネルギー施策	エネルギービジョンでは、本市の多様性を活かした小規模なエネルギー生産のネットワーク化、エネルギー需給のバランスを考慮した最適化、将来に渡り持続可能なエネルギー供給体制の構築を図ることを重視し、新たなエネルギーの創出と最適な需給のネットワーク形成を図るまちづくりを進めることとしています。	削除	鶴岡市地域エネルギービジョンの記載は削除
41		第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	1 現状（4）鶴岡市のエネルギー施策	ウ 多様でバランスのとれたエネルギー需給のネットワークの構築 ■ 小規模なエネルギー生産のネットワーク化、エネルギー需給のバランスを考慮し、最適化をめざす地産地消の仕組みづくりや、災害時のエネルギー確保等について、地域の様々な主体が有機的に連携を図り、積極的に取組を進めていくようなエネルギー需給のネットワークの構築を進めています。	削除	取組なしのため削除。鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図る
42	41	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	2 課題	政府方針や情勢変化を踏まえ、更なる再生可能エネルギーの導入拡大が不可欠です。そのため、F I T制度や系統運用の見直しに的確に対応した施策を展開する必要があります。	国の方針や情勢変化を踏まえ、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、再生可能エネルギーが有する環境価値の利活用、更なる再生可能エネルギーの導入拡大及び利用促進を図ることが必要不可欠です。将来的にも電力需要の増加が見込まれる中、F I P制度の導入や系統運用の見直しに的確に対応し周知啓発を図る必要があります。	他項目から一部統合するとともに、FIP制度について追記
42	41	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	2 課題	頻発・激甚化する災害等による停電への備えとして、地域や家庭での分散型電源の重要性が顕在化し、蓄電池や蓄電池併設型の再エネ設備等の活用が求められています。	頻発・激甚化する災害等による停電への備えとして、地域や家庭での分散型電源の重要性が顕在化し、蓄電池や蓄電池併設型の再エネ設備等の活用が求められています。また、再生可能エネルギーの長期安定電源化に向けて、F I T・F I P制度の調達・交付期間が終了した後も事業が継続されていくことが求められます。さらに、使用済太陽光パネルについて、2030（令和12）年代後半以降に廃棄される量が顕著に増加すると想定されていることから、事業者等に対する適正廃棄や有害物質の流出・拡散防止に係る周知啓発等について検討していく必要があります。	県環境計画との整合性を図り、F I T・F I P制度調達・交付期間終了後の事業継続、使用済太陽光パネルの廃棄について追記
42	41	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	2 課題	再生可能エネルギーの導入については、自然環境や景観、地域の歴史・文化等と調和を図り、事業者と市民の相互理解のもとで、円滑に進めていくことが重要になっています。	再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や景観、地域の歴史・文化等と調和を図り、事業者と市民の相互理解のもとで、円滑に進めていくことが重要になっています。また、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を地域振興や地域活性化につなげる取組が必要とされています。	再エネ導入を地域振興や地域活性化につなげる視点追記

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
44	43	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	3 目指す将来の姿	再生可能エネルギー導入に係る施設整備やメンテナンスなど、地域の様々な事業主体が再生可能エネルギー事業に携わることで、地域の雇用・利益・環境価値が創出され、地域が活性化している。	再生可能エネルギー導入に係る施設整備やメンテナンスなど、地域の様々な事業主体が再生可能エネルギー事業に携わることで、地域の雇用・利益・環境価値の創出等、地域と共生した再生可能エネルギーの導入により生み出された利益を地域に還元する仕組みが構築され、地域振興、地域活性化が図られている。	地域と共生した再生可能エネルギーの導入により生み出された利益を地域に還元する仕組みの視点追記
44	43	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	4 数値目標 再生可能エネルギー発電量（年間）	目標値：3,100TJ	目標値：3,800TJ	三瀬矢引風力発電が稼働開始した場合の想定数値とする（計算式） 21MW（4.2MW×5基）⇒75,600,000,000ジュール/時間 0.0756テラジュール/時間⇒662.256テラジュール/年間
45	－	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（1）再生可能エネルギーの導入促進	全体	削除	（3）（6）と重複のため削除
45	43	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（1）再生可能エネルギーの地産地消	本市における卒FITの太陽光発電や木質バイオマス発電の状況を把握するとともに、新たな自家消費の可能性について、調査・検討します。	鶴岡市ごみ焼却施設「つるおかエコファイア」における電力の地産地消の取組について、本市の公共施設への波及を推進します。	つるおかエコファイアの売電の取組について追記
46	44	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（2）地球温暖化対策としての省エネの推進及び再生可能エネルギーの導入拡大・利用促進	再生可能エネルギー由来の水素等、新たなエネルギー資源の開発・導入の可能性について、山形県と連携して検討します。	市の公共施設の省エネ改修や再エネ設備等の導入を推進し、市自らが再エネ導入拡大に向けて先導します。	鶴岡市地球温暖化対策実行計画との整合性を図り、再エネ導入に係る市の先導について追記
46	44	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（3）地域資源活用による経済循環及び地域課題の解決	■ 再生可能エネルギーを活用した地域課題解決に向けたモデル事業を研究・検討します。 ■ 地域におけるエネルギー開発のコンサルティングや施設・設備のメンテナンス等を行う地元の事業者や人材を育成するとともに、地域発のイノベーションの創出を目指します。	地域資源を活かして生み出された再生可能エネルギーの地域内利用と利益の還元等による地域活性化を進めます。	既存の取組なしのため削除。代わりに再生可能エネルギーの地域内利用と利益の還元等による地域活性化について追記（県環境計画でも削除・追記）
46	44	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（4）エネルギー供給の災害対応力（レジリエンス）の強化	災害などによる長時間の停電でも電気を使用できるようにするため、家庭や事業所に対し、蓄電池等の導入を推進します。	災害時の停電への対応等のレジリエンス向上や電力の安定供給に向け、家庭や事業所向けの自家消費型の太陽光発電や再エネ設備併設型の蓄電池の更なる普及拡大、電気自動車（EV車）の活用等を促進します。	県環境計画との整合性を図り修正
46	－	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（4）エネルギー供給の災害対応力（レジリエンス）の強化	V2HやV2B等の新たな技術・仕組みを踏まえ、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）などを活用した大規模災害への対応を検討します。	削除	取組なしのため削除（県環境計画でも削除）
46	44	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	5 施策の展開方向（5）自然環境や歴史・文化等との調和を図った再生可能エネルギーの導入促進	再生可能エネルギー施設の導入にあたり、生活環境、自然環境や景観、地域の歴史・文化等と調和を図り、地元住民と協調できるよう、本市の再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドラインに沿って導入を促進します。	本市の「再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」に沿って、安全性の確保はもとより、事業者及び地元住民との適切な調整により信頼関係を構築することで、自然環境や歴史・文化的環境等との調和が図られ、地域活性化につながる持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進します。	地域活性化の視点追記
48	46	第3章 施策の展開方向	施策の柱 3	【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】	（市）・住民や自治会、NPOなどと連携し、地域の特性に応じ有効活用できる地域共生型の再生可能エネルギーの導入を推進する。	（市）・事業者及び地元住民との適切な調整により信頼関係を構築し、地域活性化につながる持続可能な再生可能エネルギーの導入を促進する。	修正
50	47	第3章 施策の展開方向	施策の柱 4	1 現状	全体	別紙のとおり	新一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため大幅に見直し
54	51	第3章 施策の展開方向	施策の柱 4	2 課題	全体	別紙のとおり	新一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため大幅に見直し
55	52	第3章 施策の展開方向	施策の柱 4	3 目指す将来の姿	全体	別紙のとおり	新一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため大幅に見直し
55	52	第3章 施策の展開方向	施策の柱 4	4 数値目標 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）	4 数値目標 1人1日当たりの家庭系ごみの年間排出量（資源ごみを除く）	4 数値目標 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量（資源ごみを除く）	「年間」を削除
55	52	第3章 施策の展開方向	施策の柱 4	4 数値目標 ごみ焼却施設でのプラスチック等の年間焼却量	4 数値目標 ごみ焼却施設でのプラスチック等の年間焼却量 目標値：3,000t	4 数値目標 1人1日当たりの可燃ごみの排出量（事業系を含む） 目標値：755g	「ごみ焼却施設でのプラスチック等の焼却量」について、焼却施設で行っている「もやすごみ」の組成分析の結果から本指標を算出しているが、当該算出方法では、焼却量や水分量によってプラごみの数値が大きく変動してしまい、また、住民が排出するプラスチックごみの増減を正確に捉えることができないことから、数値目標としては適さない。関連のある目標値とするため「一般廃棄物処理基本計画」の中で掲げられている「1人1日当たりの可燃ごみの排出量（事業系を含む）」を新目標値として設定する。本数値の趣旨は、焼却されるごみと温室効果ガスの排出量を減らしていくために掲げたものであり、当初計画との整合性が取れるものとなっている。

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
55	52	第3章 施策の展開方向	施策の柱4	4 数値目標	－	4 数値目標 最終処分率 目標値：11.24%	「一般廃棄物処理基本計画」の中で掲げられている「最終処分率」を新目標値として設定する。焼却施設から出る焼却灰などの「可燃残渣」とリサイクルプラザで資源化物を取り出した後に残る「不燃残渣」等、埋立て処分された量の割合を示すもので、廃棄物処理の最終段階における環境負荷の大きさを計る指標となる。適正な分別により埋立量を減らしていく施策を推進していく。
56	53	第3章 施策の展開方向	施策の柱4	5 施策の展開方向	全体	別紙のとおり	新一般廃棄物処理基本計画との整合性を図るため大幅に見直し
60	57	第3章 施策の展開方向	施策の柱4	【各主体が配慮すべき事項・期待される役割の例】	－	（市）・市民がそれぞれの立場において食品ロス削減に取り組めるよう、その重要性について理解と関心を高める教育や普及啓発を推進する	左記追記
61	58	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	1 現状 （1）生物多様性の保全に関する現状	－	2023（令和5）年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定され、2030（令和12）年までにネイチャーポジティブ（自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること）を達成するという目標が掲げられました。	当初計画策定以降の動向として追記
65	62	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	1 現状 （3）環境資産の活用・継承に関する現状	－	「里の名水・やまがた百選」に選定されている本市の湧水等	一覧表追記
65	63	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	1 現状 （3）環境資産の活用・継承に関する現状	－	「やまがた百名山」に選定されている本市の山	一覧表追記
67	65	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	4 数値目標	－	本市の天然記念物一覧	一覧表追記
67	70	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	5 施策の展開方向(1)生物多様性の保全 ア 生物多様性の理解の促進	自然とのふれあい体験活動、森林や生き物の保全活動への参加等を促し、市民の生物多様性に対する理解を促進します。	自然学習交流館「ほとりあ」や「鶴岡市大鳥自然の家」、「鶴岡市創造の森交流館」における自然環境学習や自然体験により、市民の生物多様性に対する理解を促進します。	具体例追記
68	68	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	5 施策の展開方向(1)生物多様性の保全 コラム 人と自然をつなぐ 自然学習交流館「ほとりあ」	別紙のとおり	別紙のとおり	解説より統合
－	70	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	5 施策の展開方向(1)生物多様性の保全 コラム 地域の魅力再発見！創造の森交流館で暮らしの楽しみと教養を学ぶ（仮）	－	作成予定	新規追加
69	－	第3章 施策の展開方向	施策の柱5	5 施策の展開方向(1)生物多様性の保全 イ 野生鳥獣の適切な管理と鳥獣被害対策の推進	全体	削除	施策の柱6に統合
73	72	第3章 施策の展開方向	施策の柱6	1 現状 （1）大気環境の状況	－	石綿（アスベスト）は、2012（平成24）年に製造・使用等が禁止されています。「大気汚染防止法」の改正により、2021（令和3）年度からは規制が強化され、石綿含有成形板などすべての石綿含有建材が規制対象になるとともに、解体工事やリフォームを行う場合、石綿の有無を事前に調査することが義務化されています。	県環境計画との整合性を図り、アスベストについて追記
73	72	第3章 施策の展開方向	施策の柱6	1 現状 （2）水環境・水資源の保全	－	P F A SのうちP F O S及びP F O Aについて、公共用水域や地下水、水道水における環境基準値は50ng/L（P F O S及びP F O Aの合計値）とされていますが、本市においては基準値内となっています。	県環境計画との整合性を図り、P F A Sについて追記
74	73	第3章 施策の展開方向	施策の柱6	1 現状 （5）公害被害等の防止と解決	大気汚染や水質汚濁、騒音、悪臭などの公害苦情の件数は、減少傾向にあるものの、近隣騒音など家庭生活に起因する苦情の相談の割合が増えています。	大気汚染や水質汚濁の公害苦情の件数は減少傾向にあるものの、近隣騒音など家庭生活に起因する苦情の相談の割合が増えています。また、2025（令和7）年度は、市内でクマの出没が相次いだことから、空き地の草木の刈払いに係る相談が急増しました。	
－	73	第3章 施策の展開方向	施策の柱6	1 現状 （6）地域の環境美化・保全の推進	－	■ 本市における不法投棄の発見件数は、毎年90件程度で推移を続けています。 ■ 関係団体との連携によりポイ捨てや不法投棄防止を図るとともに、不法投棄が発生した場合は投棄者の特定に努め、現状回復を図っています。	施策の柱4より移動

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
－	73	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	1 現状 （7）海岸漂着ごみ対策の推進	－	海岸漂着ごみの約8割は陸域部からのごみと言われており、多くがプラスチックごみとなっています。近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響が懸念されており、2050（令和32）年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算もあります。	施策の柱 4 より移動
74	73	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	1 現状 （8）野生鳥獣による被害	市街地などでのカラスの糞害、郊外地におけるカラス・ニホンザル・ツキノワグマ・イノシシなどによる農作物被害のほか、集落周辺での生活環境被害も発生しています。	■ 市街地などでのカラスの糞害が頻発しており、衛生の面や景観の面からも、課題となっています。 ■ 主にイノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、カラスによる農作物被害が発生しており、特にイノシシによる被害が急拡大しています。また、今後はニホンジカによる被害も懸念されます。 ■ ツキノワグマの人の生活圏への出没が急増しており、人的被害も発生しています。特に2025（令和7）年度は本市のクマの出没件数が515件と過去最多を記録しています。また、農村部でのイノシシの出没が相次いでおり、農作物被害だけでなく、路肩の掘り起しなど生活基盤の施設が壊される被害も報告されています。	内容をボリュームアップ
74	74	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	1 現状 （9）空き家等の利活用と適正管理	空き家は全国的に増加傾向にあり、相続放棄などによる、管理者不在の空き家も今後増加すると見込まれています。また、ホテルなどの大規模空き家についても、倒産等により管理する者がいない物件が増加しています。	空き家・空き地は全国的に増加傾向にあり、相続放棄などによる、管理者不在の空き家・空き地も今後増加すると見込まれています。また、ホテルなどの大規模空き家についても、倒産等により管理する者がいない物件が増加しています。	空き地について追記
75	74	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	2 課題	－	P F A SのうちP F O S及びP F O Aについて、本市においては基準値内にありますが、被害の防止及び市民の不安解消のため、検査結果について注視していく必要があります。	県環境計画との整合性を図り、P F A Sについて追記
－	75	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	2 課題	－	快適な生活環境と豊かな自然環境を維持・保全するため、ポイ捨てや不法投棄の防止を図るとともに、クリーン作戦等による環境美化・保全運動を推進し、市民の環境意識の高揚を図る必要があります。	施策の柱 4 より移動
－	75	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	2 課題	－	海岸漂着ごみ多くが陸域部からのプラスチックごみであることから、プラスチックごみの削減、ごみステーションの適正管理によるごみの散乱・流出の防止、クリーン作戦等による環境美化・保全運動を推進する必要があります。	施策の柱 4 より移動
75	75	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	2 課題	有害鳥獣の生息域の拡大による、人への危害や農作物被害の拡大は、中山間地域における耕作放棄地の増加、地域コミュニティの維持・存続にも影響を及ぼすことから、被害防除・環境整備・捕獲を総合的に推進することが必要です。	野生鳥獣の生息域の拡大による人への危害や農作物被害の増加は、耕作放棄地の増加、地域コミュニティの維持・存続にも影響を及ぼすことから、高齢化や人口減少が進展する状況下においても持続可能な新たな鳥獣対策の取組が必要となっています。	修正
75	75	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	2 課題	人口減少が進む中、空き家が増加しており、長期間放置された倒壊の危険がある物件や草木が繁茂し、害虫や小動物が住みつくなど、生活環境に悪影響が出ています。不良空き家になる前に新たな所有者に引き継ぐなど、空き家の有効活用を推進する必要があります。	人口減少が進む中、空き家・空き地が増加しており、長期間放置された倒壊の危険がある物件や草木が繁茂した空き地に害虫や小動物が住みつくなど、生活環境に悪影響が出ています。不良空き家や管理者のいない空き地になる前に新たな所有者に引き継ぐなど、空き家・空き地の有効活用を推進する必要があります。	空き地について追記
－	76	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	3 目指す将来の姿	－	不法投棄やポイ捨てはしない、させない、許さない地域づくりや、「裸足で歩ける庄内海岸」を目指した海岸漂着ごみ対策が推進され、市民の環境美化意識が醸成されている。	施策の柱 4 より移動
76	76	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	3 目指す将来の姿	－	鳥獣対策の推進により、人と野生鳥獣との適切な距離を保ち、市民生活の安全、安心が確保されている。	追記
76	77	第3章 施策の展開方向	施策の柱 6	5 施策の展開方向 （2）水環境・水資源の保全・活用 ア 水資源の保全・活用	－	本市におけるP F A Sの状況を注視し、環境基準を超過した場合は水質改善方法を検討のうえ、改善を図ります。	県環境計画との整合性を図り、P F A Sについて追記

当初 頁	改定 後頁	章	大項目	中項目	本文（現行）	本文（改定案）	備考
77	78	第3章 施策の 展開方向	施策の柱 6	5 施策の展開方向 （6）環境美化 の推進	－	ア 不法投棄対策・散在性ごみ対策の推進 ■ 庄内地区不法投棄防止対策協議会及び鶴岡市不法投 棄監視情報ネットワーク連絡会議の構成機関と連携し、ポイ 捨てや不法投棄はしない、させない、許さない地域づくりを推進 するとともに、不法投棄が発生した場合には警察等の協力のも と投棄者の特定に努め、原状回復を図ります。 ■ ごみ袋の提供やごみの回収等を通じてグリーン作戦への支 援を継続し、環境美化意識の醸成に努めます。 イ 海岸漂着ごみ対策の推進 ■ 陸域部も含め、グリーン作戦や河川・海岸清掃などへの支 援を継続するとともに、海ごみの発生要因となっているごみス テーションのごみの散乱防止や使い捨てプラスチックの削減など に努め、「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸漂着ごみ対 策を推進します。 ■ 5月30日のごみゼロ（530）の日にちなんだ「ごみゼロ大 作戦」における清掃活動等を継続するなど、海洋プラスチックご み問題を考える機会の確保を図ります。	施策の柱 4 より移動
77	78	第3章 施策の 展開方向	施策の柱 6	5 施策の展開方向 （7）有害鳥獣 による被害への対応	■ 市街地のカラスの糞公害等は、町内会等の要望に応じ て、電線所有者に対して防鳥対策を働きかけます。また、路上 に溜まった糞については、道路管理者と連携して洗い流しなど の対応を推進します。 ■ 有害鳥獣による人や農作物への被害防止策に向け、猟 友会や農業関係者、行政で組織する鶴岡市鳥獣被害防止 対策協議会において対策を推進します。	■ 市街地のカラスの糞公害等は、捕獲による個体数の減少 を図るとともに、町内会等の要望に応じて、止り場となっている 電線等の所有者に対し防鳥対策を働きかけます。また、路上 に溜まった糞については、道路管理者と連携して洗い流しなど の対応を行います。 ■ 鶴岡市鳥獣被害防止計画に基づき、電気柵の導入支援 などによる侵入防止対策、潜み場となる藪の刈払いや生ごみ・ 果樹等の適正管理などの生息環境管理、捕獲等による個体 数管理を3つの柱として、鳥獣対策の強化を図ります。 ■ 居住地付近にクマ等が出没した際は市民への情報提供や 注意喚起を行います。また、警察や猟友会等の関係機関と連 携し、出没したクマ等を捜索し、追払いや捕獲を行います。	内容をボリュームアップ
78	78	第3章 施策の 展開方向	施策の柱 6	5 施策の展開方向 （8）不良空き 家の発生抑制と適正管理	危険空き家等不良空き家については、所有者等に適正管理 を求めるとともに、倒壊など周りへの危険が切迫している物件に ついては、危険空き家解体補助金の活用などにより、早期解 体を促します。また、所有者がいない物件で、危険が切迫して いる空き家等については、市による応急措置や空家特別措置 法による代執行などを検討します。	危険な空き家などの不良空き家や空き地については、所有者 等に適正管理を求めるとともに、危険度の高い空き家につい ては、倒壊の危険をあらかじめ回避するため、危険空き家等解体 補助金制度を活用する等により解体誘導を促します。また、空 き家の放置により周辺住民等の人身・財産への危険が切迫し た場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」と「鶴 岡市空家等の管理及び活用に関する条例」に基づき適切に 対処します。	修正
79	80	第3章 施策の 展開方向	施策の柱 6	【各主体が配慮すべき事項・期待される 役割の例】	－	（市民）・グリーン作戦や河川・海岸等清掃活動に積極的に 参加し、不法投棄のない地域づくりに協力することで、環境の 美化に努める。 （市民）・住宅地内で、潜み場となる藪、柿などの果樹の適 正管理を行う。 （市民）・クマの出没に関する情報に注意し、出没情報が あった場合は、早朝、夜間の外出を控える、住宅の出入口を 施錠する等を徹底する。 （事業者）・グリーン作戦や河川・海岸等清掃活動に積極 的に参加し、環境の美化に努める。 （事業者）・農業者は、果樹をはじめとする農作物の適正管 理や電気柵などによる侵入防止策を講じる。 （市）・市民に対して野生鳥獣に関する正しい情報提供を 行う。 （市）・市民や事業者が取り組む鳥獣対策の支援を行うと ともに、人の生活圏に出没した野生鳥獣に対する体制を強化す る。	左記追記
81	81	第3章 施策の 展開方向		（参考）SDGsと施策の関係	全体	全体	修正
83	86	第4章 計画の 推進			－	・用語集、数値目標一覧を資料編より統合	追記